法学研究科学位論文等審査基準及び最終試験実施要領

【学位論文等審査基準】

学位論文(以下「修士論文」という。)又は課題研究報告書の審査は、以下の観点により行う。

- ① 当該研究領域における修士としての十分な知識を修得し、問題を的確に把握し、解明する 能力を身につけているか。
- ② 研究テーマの設定が専攻する科目及び分野に対して妥当なものであり、修士論文及び課題 研究報告書作成にあたっての問題意識が明確であるか。
- ③ 修士論文及び課題研究報告書の記述(本文、図表、引用、文献表等)が十分かつ適切であり、結論に至るまで首尾一貫した論理構成になっているか。
- ④ 【修士論文作成の場合】

設定したテーマの研究に際して、適切な研究方法、調査・実験方法、あるいは論証方法を 採用し、それに則り具体的な分析・考察がなされているか。

【課題研究報告書作成の場合】

テーマを設定し、調査により入手した資料・データに基づいて、関連情報を正確に把握できているか。

⑤ 当該研究領域の理論的見地又は実証的見地から見て、独自性、独創性を有しているか。

【最終試験実施要領】

最終試験は、以下の方法により行う。

- ① 提出された修士論文の内容について、質疑応答を行う。
- ② 修士論文作成にあたっての研究方法について、質疑応答を行う。

【評価】

「合」: 修士論文としての水準に達していると認められ、一定程度以上の研究が行われたと認められる。

「否」:修士論文としての水準に達しておらず、適切な研究が行われたと認められない。